

## 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、地域経済や社会活動を支えるとともに、住民の安全・安心を確保し、地域活性化や観光促進においても寄与し、企業立地など新たな都市の成長をもたらすストック効果も期待される重要な社会資本である。

現在、道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（道路財特法）の規定に基づき、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が55%まで嵩上げされているが、この規定は平成29年度までの時限措置となっている。

本市では、地方創生に全力を挙げて取り組んでおり、交流人口の増加や地域経済の発展を支える道路整備を県と共に進めているが、この時期における補助率等の低減は、地方創生の深化に大きな足かせとなり、活力の低下を招きかねないことから、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備事業の推進により、地域の活性化を図る必要がある。

よって、国におかれては、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続するとともに、道路関係予算の総額を安定的・継続的に確保することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

# 視察報告

## 議会運営委員会

議会運営委員会8名は、8月2日～8月3日に行政視察を行いました。

### 大阪府枚方市

#### 調査事項 通年議会について

通年議会は、定例会の会期を1年とし、閉会期間をなくすもので、これにより災害時における緊急対応など必要に応じて、議会側が主体的・機動的に本会議や委員会を開くことができます。さらに、専決処分等の乱発を防ぎ、議会の監視機能を十分に発揮することもできます。なお、通年議会の導入には議会側、執行部側の双方が想定される課題が多々あるので、お互いの努力が必要かと思えます。議員は議会の拘束力が強くなるので、議員の負担は当然増すこととなりますが、導入はすべきと考えます。



### 三重県鈴鹿市

#### 調査事項 予算決算委員会について

地方自治法の改正により、県議会また、市議会も予算決算委員会を設置する議会が多くなってきました。鈴鹿市では、予算決算の議案審議に支障にならないよう常任委員会と同じメンバーで構成する分科会の形態をとられました。予算の修正を行いたいとの思いがあり、分割付託では、委員会での修正ができなかったが、予算決算委員会を設置することで可能になったとのこと。説明を受けた感想は、まだ十分なものでなく、研究の余地はかなりあると思いました。